

平成26年度 第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会 会議録

日時:平成26年11月27日(木) 15時00分～17時00分

場所:伊予市社会福祉協議会 伊予事務所 2階 会議室

出席者:森平 澄子委員 小西 省三委員 上本 昌幸委員 西田 孝博委員 水田 恒二委員
福島 久子委員 三根 好幸委員 阿部 富美委員 宮内 裕子委員 西村 幸委員
友沢 祐一委員 佐伯 徹也委員 武田 淳一委員 太森 真喜恵委員
渡邊 博隆委員 上岡 一世委員(欠席)
事務局(渡辺・大森・向井・上田)

○開 会

- 1 副市長挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 役員選出
- 4 会長挨拶
- 5 議事

・議事の進行は、伊予市障害者福祉計画策定審議会条例第6条の規定により、会長が議長。

●第4期伊予市障害者計画・障害福祉計画(素案)の検討について

(事務局)

第3期伊予市障害者計画・障害福祉計画(素案)の概要説明を行った。

(会長)

以上の説明で、御意見はありませんか。

(委員)

数値の表記に各年3月末とありますが、例えば、平成26年3月ということは平成25年度末という理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

はいそうです。

(事務局)

かつて、県と市の台帳に差異があったわけですが、死亡された方の手帳の返還が無い場合がそれにあたります。市の台帳は死亡されると住基情報と連動するため、台帳の数が減りますが、県の台帳は手帳の返還がなされて届出しないと台帳の数は減りません。毎年、県とすり合わせをして数値を合わせています。

(委員)

人数の比例割合で県連合会が市町村から負担金を取るが、伊予市のこの例で県と市の数値が異なる実態がわかりました。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にありませんか。

(委員)

障害者支援区分の認定、25年度から26年度に半分ぐらいに減っていますが、これは支援法の改定なのか、実際に減ったのでしょうか。

(事務局)

支援区分の期間が、標準36か月とあり、なお、その方の心身の状態を1年後に状態を見る方もおられるため、期間を短く設定される方もいます。更新時期がずれることで、もちろん新規の方もおられますし、各年、毎年同じ傾向で数字が上がってくるものではありません。

(事務局)

平成23、24、25年度が多いと思います。これは、平成25年3月、平成24年度末までに報酬体系が変わるため、平成24年度末までに障害支援区分を、施設を利用される方は認定を受けて、平成25年4月から新しい報酬体系にしなければならなかったため、皆さん認定を受けなくてはとなり、平成25年3月に集中して増えました。生活介護の事業者等区分認定を25年3月までに一斉にかけたんです。その反動で平成26年に減ってきたことも原因があります。

(委員)

年度末までに区分認定を受けた人の実数を書いています。認定を受けた人ではなくて、区分認定を行った人、更新した人のイメージです。要は、区分認定に入れる人ではないんですね。

認定された人と実数に差があります。総数を出したほうがよいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。他にありませんか。

(委員)

発達障害とか、高次機能障害とかはどこに入っていますか。

(事務局)

そうした人は精神に含まれています。

(委員)

精神って場所によって診断できない所が多いんですよ。

(委員)

知的の人もあります。

(委員)

身体に入る人もいます。

(委員)

愛媛県の場合は、発達障害の手帳で病院に出す件数が全国に比べて多いんです。児童相談所、知的障害者更生所などは弾力的になっているから、県によっては、発達障害手帳を出さ

ない人が多かったんです。

(事務局)

資料の説明。

(委員)

16 ページの部分について詳しく説明を頂きたいです。

(事務局)

地域における障害者の地域生活のために求められるものを集約した事業として、グループホーム等に入所する施設を中心とするパターン、近隣の事業所のネットワークで面的に構成するパターン、いくつかのパターンが想定されています。これらを少なくとも一つの圏域、伊予市、松前町、砥部町を一つの圏域とするのか、話し合いになりますが、1 つ以上整備するのが望ましいということで、求められる機能としましては、在宅の方への各種の相談受付、地域生活への支援、在宅医療への地域連携が望ましいと考えられます。第4 期の計画の中で明記しなさいと国からの指導がありますので、検討したいと思います。

(委員)

できたら伊予市でしてください。

(委員)

イメージがわかりにくいですね。地域支援機能として、コーディネーターとか、在宅で一人暮らしの人とか色々な人を支えながら、必要に応じて地域生活の支援の拠点をつくってモデル的にやるんですよということですが、イメージがわきにくい。伊予市でやるとなるとグループホームなり入所支援なりの支援施設がないと、受け入れる施設がない。そうするとそこらあたりから基盤をつくらないといけない事業かという気がしますし、イメージできにくいです。

(委員)

施設入所者の地域移行についてですが、家に帰って人を支援していると、何かあったときに困るとか、帰ったけどどうまくいかなかったといった話を聞きます。そういときに施設に戻るのではなくて、専門性がある場所で相談を受けるとか、引き続き地域の定着するシ仕掛けとかないと、地域定着が難しい、システムや専門性のある拠点が必要だろうと考えます。

(委員)

少なくとも短期の生活を。

(委員)

伊予市の障害者職員雇用率はどれくらいですか。

(事務局)

法定雇用率は超えています。

(委員)

教育委員会では2.2%、伊予市行政では2.3%です。

(事務局)

資料の説明。

(委員)

市として今後、具体的に計画なのか、特に親亡き後、障害のある人が計画書見て具体的にどうなのか、専門的な数値とか目標とかではなく、具体的に。例えば、知的障害のA型就労事業所もない、グループホームもない、何か施設を作ってくれるのでしょうか。

(事務局)

市としては施設を建てることはありません。法人や民間事業所が施設を建てる意向があれば、市としては費用の補助とか、何らかの支援をしていきたい。B型事業所を開設したい声がありますが、仕事がない現状があります。

(委員)

仕事は作ったらいい。そんなこと言っていたら、いつまでも何もできない。社協の中には就労支援事業所はできないのでしょうか。

(委員)

市がそのことを計画書に記載してほしい。

(事務局)

第3章の中に明文化していきたい。

(委員)

今の段階で社協では無理。今後はそのような方向があればできるかもしれませんが、今の体制では無理です。

(委員)

市の方も考えてみてください。

(委員)

行動援護の部分ですみわけが必要になってくる。重度訪問介護の当事者も地域が支えるので、便利なメニューなので、要望が高くなってくるのかなと思っています。

(事務局)

資料の説明

(委員)

子育てプラン等に障害福祉のサービスに乗せるのか、障害福祉のサービスなのか、本来は児童福祉という立ち位置を考慮すると児童福祉サービスなのかなと思いますが、一度すり合わせされているのかどうか。

(事務局)

子育て支援課が子供・子育て支援計画を昨年度から作成に向けて動いていまして、その中で障害児のサービスについては特に明示されておりませんで、特に目標数値を乗せておりません。障害福祉サービスの中で児童福祉サービスを取り込んでいきます。

(事務局)

資料の説明。

(委員)

何かありませんか。

何もなければ事務局へ返します。

(事務局)

資料の説明。

アンケートの誤字脱字があります。次回に訂正させていただきます。

(委員)

アンケート調査のまとめ方ですが、複数回答の時に、複数回答の合計ではなく、実人数を入れるべきではないでしょうか。設問によっては、集計時に60歳以上で区分する、性質によっては障害区分によって集計することがいい。

(事務局)

必要な設問について、65歳未満で分けして、障害種別ごととか、年齢区分などのクロス集計をしたいと思います。

閉会